

一関市児童家庭相談システム導入に係る

公募型プロポーザル実施要領

令和6年7月

一 関 市

1 目的

本要領は、児童家庭相談業務の効率化を図るため児童家庭相談システム（以下「システム」という。）を導入するにあたり、公募型プロポーザルによりシステムの導入業務を受注する候補者を選定するため、必要な事項を定めることを目的とする。

2 業務概要

(1) 業務名

一関市児童家庭相談システム導入業務（以下「本業務」という。）

(2) 履行場所

岩手県一関市

(3) 業務内容

別紙仕様書のとおり

(4) 履行期間

契約締結日から令和7年2月28日まで

※ただし、システムは導入後令和7年3月から60か月間のリースとする予定。

(5) 見積提案上限額

ア 一括購入する場合 18,898,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）以内

※上記額には、導入に要する費用のほか、60か月分の保守に要する費用を含める。

イ 一括リースする場合 21,555,600円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）以内

※上記額には、導入に要する費用のほか、60か月分のシステムリース・保守に要する費用を含める。

3 参加資格要件

本プロポーザルに参加する者は、仕様書等の趣旨を理解し、システム導入に関する技術と能力がある事業者で、企画提案書提出時点において次の事項をすべて満たす者とする。

- (1) 単独の法人又は複数の法人によって構成された共同事業者であること。（共同事業者を構成する法人は、単独で応募することができない。）
- (2) 日本国内に本社又は支社を有し、専門技術者等の十分な業務遂行能力及び適切な執行体制を有していること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていないこと。
- (5) 企画提案書の提出の日から受注候補者を決定するまでの間に、市からの受注業務に関し、指名停止の措置を受けていないこと。
- (6) 国税、地方税及び市町村民税を滞納していないこと。

- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は役員等が同条第6号に規定する暴力団員に該当しないこと、かつ一関市暴力団等排除措置要綱（平成28年一関市告示第301号）に規定する措置要件に該当しないこと。

4 業務全体のスケジュール

| 内 容 | 期 日 等 |
|-----------------|-----------------------------|
| ① 公募開始（実施要領等公表） | 令和6年7月30日（火） |
| ② 質問提出期限 | 令和6年8月9日（金） |
| ③ 質問回答期限 | 令和6年8月20日（火） |
| ④ 参加申込書等提出期限 | 令和6年8月26日（月）17時必着 |
| ⑤ 参加資格審査結果通知 | 令和6年8月30日（金）まで |
| ⑥ 企画提案書類提出期間 | 参加資格審査結果通知到着後～9月20日（金）17時必着 |
| ⑦ 辞退届の提出期限 | 令和6年9月20日（金）17時必着 |
| ⑧ 企画提案の審査 | 令和6年9月27日（金） |
| ⑨ 審査結果通知 | 令和6年10月上旬 |
| ⑩ 契約締結 | 令和6年10月上旬 |
| ⑪ 導入業務 | 契約締結後～令和7年2月28日 |
| ⑫ 運用開始 | 令和7年3月1日～ |

5 質問の受付及び回答

実施要領等に関する質問がある場合は、下記により受け付ける。

- (1) 質問の提出期限 令和6年8月9日（金）
- (2) 質問の提出方法

下記URLの質問提出フォームへ質問事項を入力して送信すること。

質問提出フォームURL・二次元コード

<https://logofrm.jp/form/HgLy/soudansystemkouboQA>



- (3) 回答方法

質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものを除き、令和6年8月20日（火）までに一関市ホームページに掲載して公表する。なお、電話又は口頭による個別回答は行わない。

※ 類似同様の質問については、まとめて一つの回答とする。

※ 質問は、実施に関する事項に限る。評価及び審査に対する質問には回答しない。

6 参加申込書等の提出

本プロポーザルへの参加資格を持ち参加を希望する者（以下、「参加希望者」という。）は、次に掲げる書類を提出すること。なお、提出期間中に参加申込書等を提出しない者又は本要領3に定める参加資格要件に該当しないと認められた者は、本プロポーザルに参加できない。

(1) 提出書類

| 提出書類 | 様式 | 備考 |
|----------|-------|--|
| ①参加申込書 | 様式2-1 | ・共同事業者の場合は、所在地・商号又は名称・代表者氏名の欄を複写して列挙し、代表者を先頭に記載すること。②以降の提出書類は、構成事業者すべてについてそれぞれ作成し提出すること。 |
| ②誓約書 | 様式2-2 | |
| ③事業者概要調書 | 様式2-3 | ・社歴及び業務内容については、同様の内容が記載された他の資料の添付でも可 |

※以下は、一関市の入札参加者資格名簿に登録されていない者のみ提出すること。

| | | |
|---------------|--|--|
| ④登記事項証明書 | | |
| ⑤直近の納税証明書 | | ・国税、地方税及び市町村民税すべての納税証明書（未納のないことが確認できるもの） |
| ⑥貸借対照表及び損益計算書 | | 直近2か年分 |

(2) 提出期限

令和6年8月26日（月）17時必着

(3) 提出先

〒021-0026 岩手県一関市山目字前田13番地1 一関保健センター内
一関市健康こども部こども家庭課こども企画係

(4) 提出方法

次のいずれかの方法で提出すること。

① 持参

② 郵送

※ 持参の場合、平日の月曜日から金曜日、8時30分から17時までの間にこども家庭課窓口へ持参すること。

※ 郵送の場合、提出期限までに電話により送付物の到着確認を行うこと。

※ 送料は参加希望者の負担とする。

(5) 参加資格審査結果通知

市は、提出を受けた参加申込書等により、参加希望者の参加資格について審査を行い、その結果を令和6年8月30日（金）までに通知する。審査の結果、本要領3に定める参加資格要件に該当しないと認められた者は、本プロポーザルに参加できない。

7 企画提案書類の提出

参加資格要件に該当すると認められた者（以下、「企画提案者」という。）は、次に掲げる書類を提出すること。

(1) 提出書類

| 提出書類 | 様式 | 留意事項 |
|-------------|-------|---|
| ①企画提案書 | 任意様式 | <ul style="list-style-type: none"> 別表審査基準の(2)から(6)に示す項目を含めること 仕様書別紙「機能要件適合表」の提案者記入欄に記載したものを、添付資料として併せて提出すること |
| ②事業者概要調書 | 様式2-3 | <ul style="list-style-type: none"> 参加申込時に提出したものと同一のものでよい。 |
| ③実施スケジュール | 任意様式 | <ul style="list-style-type: none"> 令和7年3月1日から稼働を開始するスケジュールを作成すること |
| ④見積書及び見積内訳書 | 任意様式 | <ul style="list-style-type: none"> 見積書は、導入時にかかる費用と60か月使用する場合のランニングコストの総額を記載し、システムを一括購入する場合と一括でリースする場合の二通り作成すること。 見積内訳書は、見積書の内訳を費目ごとに分けて記載すること |

(2) 提出部数

①紙で提出する提案書類：正本1部、副本（正本のコピーで可）8部

②電子メールで提出するファイル：機能要件適合表

(3) 提出先

①提案書類

〒021-0026 岩手県一関市山目字前田13番地1 一関保健センター内

一関市健康こども部こども家庭課こども企画係

②機能要件適合表ファイル

kodomokatei@city.ichinoseki.iwate.jp

(4) 企画提案書の提出期間

参加資格審査結果通知到着後～令和6年9月20日（金）17時（必着）

(5) 提出方法

機能要件適合表のファイル以外の提案書類は、次のいずれかの方法で提出すること。

- ① 持参
- ② 簡易書留、レターパック又はゆうパックでの郵送
 - ※ 持参の場合、平日の月曜日から金曜日、8時30分から17時までの間にこども家庭課窓口へ持参すること。
 - ※ 郵送の場合、提出期限までに電話により送付物の到着確認を行うこと。
 - ※ 送料は企画提案者の負担とする。
 - ※ 市は、郵送及び宅配中の確認、追跡などの責任は負わないものとする。

(6) 企画提案の無効

下記のいずれかに該当する企画提案は、無効とする。

- ① 提出期限を過ぎて提出された企画提案
- ② 民法（明治29年法律第89号）第90条（公序良俗）、第93条（心裡留保）、第94条（虚偽表示）又は第95条（錯誤）に該当する提案
- ③ 誤字、脱字等により必要事項が確認できない提案
- ④ 見積提案上限額を超えた提案
- ⑤ その他、本プロポーザルに関する条件に違反した提案

(7) その他

企画提案者が参加を辞退したい場合は、その旨と辞退理由を記載した辞退届（様式任意）を9月20日（金）までに持参、郵送、電子メールいずれかの方法で提出すること。

8 企画提案の審査及び評価

企画提案書の審査及び受注候補者の選定は、下記により行う。

(1) 審査会

企画提案書の審査及び受注候補者の選定は、令和6年9月27日（金）に開催する一関市児童家庭相談システム審査会（以下「審査会」という。）において行う。なお、この審査会は非公開とする。

(2) プレゼンテーション及びヒアリングの実施

審査会において、企画提案者によるプレゼンテーション及び企画提案者へのヒアリングを下記により実施する。

- ① 場所と参集時間は、個別に別途通知する。
- ② 1者あたりの時間は30分程度（提案者からの説明20分、質疑応答10分。準備時間は除く）とするが、企画提案者の数により時間を変更する場合がある。
- ③ 出席者は企画提案者1者につき3人以内とし、契約を履行する際に担当者となる者が必ず出席し、説明すること。
- ④ 審査会での、企画提案書類の差替えや追加資料の提出は認めない。
- ⑤ プレゼンテーションにおいて、プロジェクターによる画像投影を希望する場合はP

Cと投影データを持参すること。プロジェクターとスクリーンは市で用意するが、持参してもよい。

(3) 審査及び受注候補者の選定

プレゼンテーション及びヒアリング実施後、下記により審査及び受注候補者の選定を行う。

- ① 各企画提案者が提出した企画提案書類と、プレゼンテーション及びヒアリングの内容を、別表審査基準により審査する。
- ② 審査により、最も高い得点を得た企画提案者を受注候補者に選定する。ただし、最低基準点を総合得点満点の6割とし、最低基準点に満たない場合は、受注候補者としてしない。
- ③ 審査結果についての異議申立ては一切受け付けない。

(4) 結果の通知

審査結果は、令和6年10月上旬までに、全ての企画提案者に対して通知する。また、審査結果及び受注候補者となった者について、一関市ホームページ上で公表する。

(5) 失格又は無効

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効となることがある。

- ア 審査会の構成員に対して、直接・間接を問わず故意に接触を求めた場合
- イ 他の企画提案者と企画提案の内容又はその意図について相談を行った場合
- ウ 企画提案書類等に虚偽の記載を行った場合
- エ 参加資格要件を満たしていない事実が発覚した場合
- オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれがある不正行為を行った場合
- カ 提出期限を過ぎて、企画提案書が提出された場合
- キ 本要領2の見積提案上限額を超える場合
- ク 本要領3に示す参加資格要件を欠くことになった場合

9 契約に関する事項

市は、本業務について、下記により受注候補者と随意契約を締結する。

(1) 契約の内容

契約は、導入業務の請負、システム及び機器の賃貸借、システム保守の請負に分けて契約することを想定しており、提案内容を基に市と受注候補者とで協議のうえ決定する。なお、システム及び機器の賃貸借については、60か月間の長期継続契約とする予定である。

(2) 契約の相手方

受注候補者が複数の法人によって構成された共同事業者である場合、契約の相手方は市との協議によって決定する。また、協議の結果、受注候補者が指名する別の事業者を

契約の相手方とすることも可とするが、本要領3に定める参加資格要件を満たす者であること。

(3) 契約保証金

契約金額の10/100に相当する額以上の契約保証金又は契約保証金に代わる担保を納付し、又は提供すること。ただし、一関市財務規則第146条の適用を受ける場合は、契約保証金の納付を免除することがある。

10 提案に係る費用の負担に関する事項

本プロポーザルへの参加に要する費用は、企画提案者の負担とする。

11 その他留意事項

- (1) 使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。
- (3) 提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他法令等に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は全て企画提案者が負うものとする。
- (4) 提出された書類は返却しない。
- (5) 参加申込書及び企画提案書の審査を行うため、必要な範囲において複製を作成することがある。
- (6) 提出された書類は、企画提案者に無断で本プロポーザル以外の用途に使用しない。ただし、情報公開請求があった場合には公開の対象となる。
- (7) 本プロポーザルに関し、企画提案者は、この実施要領に定めるもののほか、その他法令等に定める規定を遵守しなければならない。
- (8) 提出した書類については、提出期限までは修正を認めるものとする。ただし、その場合、提出した書類を一旦引き上げ、改めて修正した書類を提出すること。

12 問合せ先

一関市健康こども部こども家庭課こども企画係

住 所：〒021-0026 岩手県一関市山目字前田13番地1 一関保健センター

電 話：0191-21-2165

E-mail：kodomokatei@city.ichinoseki.iwate.jp

別表（7の(1)①、8の(3)①関係）

一関市児童家庭相談システム導入に係る公募型プロポーザル審査基準

| 審査項目 | | 参考とする書類 | 着眼点 | 配点 |
|---------|------------|------------------------------|---|-----|
| 事業者の能力 | (1)会社の遂行能力 | ・事業者概要調書 【様式2-3】 | ・適切に遂行する能力の見込み ・稼働開始後の保守内容 | 10 |
| 提案内容 | (2)機能性 | ・企画提案書 (任意様式) ・機能要件適合表 | ・仕様書の機能要件を備えているか | 20 |
| | (3)操作性 | | ・操作しやすい工夫がされているか ・直感的で分かりやすい画面構成になっているか | 20 |
| | (4)堅牢性 | | ・データの流出、消失、盗難を防ぐ方策が講じられているか | 10 |
| | (5)柔軟性 | | ・データ加工や集計が柔軟かつ容易に行えるか ・様々な形式の電子データを記録に紐づけ、閲覧することが可能か | 10 |
| | (6)将来性、拡張性 | | ・他の基幹系システムとの同期や連携が可能か ・人事異動等に伴う端末の増減や設置場所・利用者等の変更が容易か ・システム標準化に対応済、又は対応する予定があるか | 10 |
| 業務の確実性 | (7)スケジュール | ・実施スケジュール (任意様式) | ・令和7年3月1日までに稼働できるか ・データ移行の方法、スケジュールが示されているか ・スケジュール内容に無理が生じていないか | 10 |
| コスト性 | (8)費用の妥当性 | ・見積書及び見積内訳書 (任意様式) | ・示した予算額の範囲内か ・適正に費用が計上されているか | 10 |
| 配 点 合 計 | | | | 100 |

※(2)から(6)の配点には、仕様書別紙「機能要件適合表」の記載内容による自動採点を含める。

参 加 申 込 書

令和 年 月 日

一関市長 佐藤 善仁 様

所 在 地

商 号

代 表 者 氏 名

印

下記業務に係る公募型プロポーザル方式による受注候補者選定に参加したく、プロポーザル実施要領に記載された事項の全てに同意し、必要書類を添えて参加を申し込みます。
 なお、下記提出書類の全ての記載事項は、事実と相違ないことを誓約いたします。

記

1 業務名

一関市児童家庭相談システム導入業務

2 提出書類

(1) 誓約書【様式2-2】

1部

(2) 事業者概要調書【様式2-3】

1部

3 連絡先

所在地 _____

商 号 _____

電 話 _____

F A X _____

Eメール _____

担当者名 _____

(事務処理欄) ※一関市記入欄

| | |
|------|----------------|
| 受付日時 | 令和 年 月 日 () : |
| 備 考 | |

誓 約 書

令和 年 月 日

一関市長 佐藤 善仁 様

所 在 地

商 号

代表者氏名

印

一関市児童家庭相談システム導入業務の公募型プロポーザルへの参加を申し込むに当たり、下記に記載した事項は事実と相違ありません。

記

- 1 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- 2 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は、破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていないこと。
- 3 一関市からの受注業務に関し、指名停止の措置を受けていないこと。
- 4 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は役員等が同条第6号に規定する暴力団員に該当しないこと、かつ一関市暴力団等排除措置要綱（平成28年一関市告示第301号）に規定する措置要件に該当しないこと。
- 5 国税、地方税及び市町村民税を滞納していないこと。

